

千葉県告示第989号

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、令和2年8月12日付け千葉市告示第648号において別途千葉市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、同年2月1日とします。

令和2年12月14日

千葉市長 熊谷俊人

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町